

グンナー・ミュルダール

——福祉国家論をめぐって——

山 田 雄 三



I 福祉国家と社会保障

ここで取り上げるスウェーデンの学者グンナー・ミュルダールには、これまでこの欄で取り上げられた数人の学者たちと異って、社会保障を直接論じた著者もないし、また私の知る限りスウェーデンの社会保障制度に直接関与した形跡もない。ミュルダールの関心の中心事は、西欧諸国における民主的な福祉国家の探究にあり、そういう広い視点から社会保障についても論じていることは確かであるが、中心はあくまで福祉国家論の展開であった。

福祉国家論に関するミュルダールのまとまった著書は、『福祉国家を越えて』*Beyond the Welfare State*, 1960 (北川一雄監訳, 昭和 38 年) である。この著書のタイトルに「越えて」とあるのは、単なる福祉国家の理想像を描くことだけでは満足できないことを示している。ミュルダールの問題意識からいうと、福祉国家を理想的に美化するのではなく、現実的な動向のなかに、伸ばすべき方向もあれば抑えるべき欠陥もあることを指摘しようとするのである。ミュルダールによると、西欧福祉国家は国内政策としてはかなり成功したが、いずれかという

そこではナショナリズムの傾向が強く、そのため対外政策としては必ずしも成功していないというのである。偏頗なナショナリズムを克服して福祉の理念を世界的な規模で推し進めるのは今後の問題である、とミュルダールはいうのである。

ミュルダールの著書『福祉国家を越えて』というタイトルの意味は以上のごとくであるが、もっと一般的にいうと、ミュルダールは西欧先進国の 1930 年代にはじまる福祉国家への現実の動きを探ろうとし、したがってその対外政策のみならず国内政策そのものについても、そこに現われる長短を明らかにしようというのである。彼は西欧の福祉国家が民主主義的自由を土台として国家計画の導入を認める体制であると解し、それは自由か計画かという二者択一の観点から解決されない事態であるが、そうかといって両者の結びつきにはそれ自体としていろいろな困難を伴うものであると見るのである。民主化が強ければ国家計画は安定を妨げられるし、国家計画が強ければ民主化が抑制される。また政策の目標として経済成長とともに国民福祉が強調されるが、それらの調整も決して容易ではない。社会保障もこういう福祉国家の目標の 1 つとして掲げられてきたものに他ならないが、社会保障について、ミュルダールは上記の著書の第 5 章のうちに次のように説明している。

「社会保障計画は、当初には、困窮者のグループのための正義と福祉を論ずることによってのみ支持され、このような議論が長い間優位を占めていた。社会保障計画は国の経済を破滅すると主張していた反対者たちがその誤りであったことを気づいたのは、この計画が実際に国民大衆の生産を引き上げる効果をあげたからであった。われわれが解明しなければならないのは、これら計画が今日著しく重要なものとなり、また国民生産の大部分の再分配を行うようになったので、諸計画の間の整合および経済全体の発展との間の整合を図らなければならないということである」(訳, 65—6 ページ, ただし訳文は適当に要約した)。

この引用句は熟読玩味する必要がある。とかく社会保

障論は社会正義の立場から論じられやすいし、事実論じられてきたが、そういう理想論がやがて現実論にとって代わられたことを、ミュルダールはここで指摘しているのである。いまや経済社会の変化を背景として、広い視野から社会保障も論じられなければならない、というのである。というのは、もし社会保障が生産性の上昇を妨げるものならば、おそらく制度の今日のような進展は見られなかったからであり、社会保障が所得の再分配をもたらし、所得の再分配が生産性の向上をもたらすことは、十分考えられる事柄なのである。もちろん、このことが万事うまく運ばれるというのではない。社会保障に関する諸計画の間の調整、それらと経済計画との間の調整は、決して簡単に達成されるものではない。国民全体の福祉を図るといっても、それを民主的に運ぶためには、利害集団のバランスを図り、インフレに陥らないようにしなければならないが、それは容易なことではない。前に述べたように、ミュルダールは西欧の福祉国家は国内政策として概して成功を収めたと見ているようであるが、しかし国内政策の場合にも現実には諸困難が伏在していることを看過しているわけではない。

さらにミュルダールの福祉国家論についていまひとつ注意しておきたいことは、それがもっぱら西欧諸国の民主主義を地盤とする局所的な問題として取り上げられているということである。目を世界全体に注ぐときは、一方ではアジア、アフリカの後進諸国があり、他方ではソ連その他の共産諸国があって、それぞれ異なる現実的動向のもとで動いており、それらの相違や交渉を考える必要があるとミュルダールはいうのである。『福祉国家を越えて』の序文で、ミュルダールが3つの勢力圏 (orbits) ということ語り、これらの勢力圏のそれぞれの相違を無視するならば、どんな討論も実際効果のない一般論に墮してしまうと述べているのは、その意味である。ミュルダールは、西欧においてのみ現実的意義のある福祉国家論が後進諸国にも直ちに適用されるとか、またそれが共産圏の国家計画よりも優れているとかいうことを結論しようというのではない。もちろん、体制の著しく異なる国々の間においても、それぞれの現実的動向から互いに学ぶべきものはいろいろ指摘されるであろうが、現実的制約を離れて抽象的な理想論を展開しても益なきことであるというのがミュルダールの見方なのである。

以上、ミュルダールの福祉国家論の特色を概説したのであるが、さらに進んでそういう特色ある考え方を支えている彼の思考方法の形成が問題になる。福祉国家なり社会保障なりに関して単純な理想論を避けるについては、

ミュルダールにはそれに対応するだけの方法論があったのであり、それをつかむことが彼を理解するうえで大切なのである。前に述べたように、ミュルダールでは社会保障を福祉国家という広い視野から理解するという特色があったが、それと同時に彼には極めて厳密な社会科学の方法論に対する関心があり、それが彼の長い間にわたる諸業績の基調に一貫して流れているのである。

II 略歴と主要著書

その問題にはいる前に、ここでミュルダールの生い立ちを簡単に述べておこう。カール・グンナー・ミュルダール Karl Gunnar Myrdal は、1898年12月6日の生れであるから、現在は72歳である(拙訳『経済学説と政治的要素』の付録で新旧版ともに1896年生れとなっているのは誤りであり、第2刷には訂正しておいた。ここでお詫びする)。彼はスウェーデン、ダンカリア州、カール・ア・ペーターソン Carl A. Pettersson の長男として生れ、のちに改名してミュルダールとなった。1927年ストックホルム大学の私講師となり、29年から30年にかけてアメリカに滞在、30年ジュネーブの国際問題大学院の教授を経て、33年再びストックホルム大学に戻り、教授になった。33年から38年にかけて、スウェーデン政府の経済社会政策関係の顧問や委員をつとめ、また国会議員にもなっている。当時スウェーデンでは社会民主労働党および農民党が政権を握っていた。1938年の春にはハーバード大学の招きにより渡米、さらに1942年までカーネギー財団の委嘱により黒人問題の調査研究に従事した。

1942年の秋からは故国スウェーデンに戻り、再び議員、銀行重役、政府の経済計画委員会議長などをつとめ、戦後45~47年には商務長官になった。スウェーデンの政権は社会民主党が握り、46年10月ハンソン首相の死去によりリエランダー首相が後を継いだ。その中立主義政策のもとでミュルダールは商務長官としてソ連との貿易協定を押し進めたといわれている。さらに1947年から57年までの10年間、ミュルダールは国連ヨーロッパ経済委員会の事務局長としてジュネーブに滞在し、もっぱら国際問題の実際の動きに接した。その後、後進国問題にも深い関心をもち、世界各地を遍歴、また招かれてイギリスやアメリカの諸大学で講義または講演を行った。1960年以後、彼はスウェーデンにおいてストックホルム大学「国際経済研究所」Institute of International Economic Studiesを主宰し、現在に至っている。相変らず世界的に活躍しており、日本にも再度来訪している。なお夫人アルバ・ミュルダールも有名な社会学者であり、かつてインド駐

在スウェーデン大使をつとめたことがあり、現在はジュネーブ軍縮会議の代表である。また令息ヤン・ミュルダールはジャーナリストとして知られている。

以上はミュルダールの略歴である。その間に彼は多くの著書を出している。福祉国家を直接論じたものは上記の

① 『福祉国家を越えて』(*Beyond the Welfare State*, 1960, 北川一雄監訳あり)

1冊であるが、さらに彼には、経済学方法論、後進国論、アメリカ論などに関する著作のあることを注意しなければならない。方法論としては価値問題の取扱いが中心であるが、それには

② 『経済学説と政治的要素』(スウェーデン版1930年、ドイツ版1932年、イギリス版1953年、拙訳の旧版はドイツ版により、新版は佐藤との共訳でイギリス版 *The Political Element in the Development of Economic Theory* による)

③ 『社会理論における価値』(*Value in Social Theory: A Selection of Essays on Methodology*, ed. by Paul Streeten, 1958, 邦訳なし)

の2つがある。後進国論としては、

④ 『経済理論と低開発国』(*Economic Theory and Underdeveloped Regions*, 1957, 小原敬士訳あり) および

⑤ 『アジア的戯曲』(*Asian Drama: An Inquiry into the Poverty of Nations*, 3 Vols, 1968)

がある。そのうち⑤は2,280ページにわたる大著であって、その後この⑤の解説書として

⑥ 『アジアの戯曲への手引き』(*An Approach to the Asian Drama*, 1970) と

⑦ 『世界の貧乏への挑戦』(*The Challenge of World Poverty*, 1970)

が出ている。またアメリカ論として、

⑧ 『アメリカのディレンマ』(*An American Dilemma: The Negro Problem and Democracy*, 1944)

はカーネギー財団の援助のもとに行った膨大な調査研究である。最近、この⑧について、

⑨ 『アメリカのディレンマ再検討』(*An American Dilemma Revisited: The Racial Crisis in Perspective*, 1970)

が出ているようである。また⑧の付録は価値現象の実証についての方法論を含み、その部分は前出③に再録されている。アメリカ論には別に

⑩ 『豊かさへの挑戦』(*Challenge to Affluence*,

1963, 小原敬士・池田豊訳あり)

があるが、これは多分にジャーナリスティックなものである。

(以上、略歴および著作については、*Who's Who* の他に、文献②と④のそれぞれの訳者解説、および武藤光朗編『福祉国家論』昭40年刊のミュルダールに言及している箇所を参照した。なお本文脱稿後、*Objectivity in Social Research*, 1969 という単行本に接したので、付け加えておく)。

III アカデミズムの立場

ところで、われわれは以上のような略歴の奥にミュルダールの内面的な思想形成の跡をさぐりたいのであるが、彼の場合は思想といっても優れてアカデミックな立場を貫いていて、そのことは彼の前記の数々の業績を通じて知ることができる。ポール・ストリートンが文献③の『社会理論における価値』の解説で述べているように、ミュルダールは大学教授、国会議員、閣僚、国連要員等を歴任しながら、若い時からたえず事実問題と価値問題との関係に深い関心をよせ、「彼の経歴はまさにこの方法論的考察の実際の演習だったといつてよい」(p. ix) というのは、これを示している。社会科学の方法論の厳密さを求める点において、ミュルダールは恐らく現存学者のトップ・クラスに属するであろう。ここでアカデミズムの立場というのは、事実認識の経験科学的追求を尊重する立場を指すといつてよいが、ミュルダールの場合とはくに政策論に関して正しい事実認識を示すことによって正しい価値判断が形成されることを期待するという立場をとるのである。そのために彼は価値判断について独善的な信念論を排するとともに、事実認識についてイデオロジカルな歪みを攻撃するのである。こういうアカデミズムがミュルダールにおいてどのようにして形成されたかを詳論するだけの余裕はないが、ごく大ざっぱに、ここでは彼のアカデミズムを支えると思われる3つの事実について指摘してみたいと思う。

その第1は、ミュルダールの若い頃の学問に強い影響を与えたスウェーデンの法哲学者アクセル・ヘーガーストレーム Axel Hägerström (1868—1939) についてである。ヘーガーストレームは法学における規範的概念を決定的に批判し、主観的な評価作用と客観的な事実認識とを截然区別すべきことを教えたのである。ヘーガーストレームについては文献②の『政治的要素』(訳、22ページ)に言及がある。そこで述べられているように、それはマックス・ヴェーバーの社会科学における態度と軌を

一にし、このことがミュルダールをして『政治的要素』なる名著を書かせた原動力となったのである。この書でミュルダールはヴェーバーの立場を一步前進させ、従来の経済学が現実の利害対立を正視せずに、自然に調和が生ずるという安易の考え方に立っていたことを鋭く批判する。自然調和というのは、特定の政治的要求が利害の摩擦なしに実現できると見るものであり、自然法や功利主義の立場は、そういう見せかけを示す道具として用いられる。しかし現実には利害対立があって、ある政治的要求の実現のためには利害の調整が可能かどうかを吟味しなければならないし、進んで人々の利害に関する態度が変化できるかどうかも見定めなければならない。とくに大切なことは、人々が事実について認識の不足を改めた場合その態度が十分に変わり得るのであり、それは事実認識を尊重する社会科学にとって重要な仕事になる。ここではこのむずかしい問題にこれ以上詳しく立入らないが、要するにヘーガーストレームやマックス・ヴェーバーの系統を引いて、社会科学における事実問題と価値問題との関係を一層深く展開しようとした問題意識は、ミュルダールの今日までの諸業績に貫いているのである。

第2の点は、1920年代後期のスウェーデン経済学界の俗論的自由主義の傾向に対するミュルダールの不満を指摘しなければならない。このことは、『政治的要素』の英語版序文に次のごとく述べられている。「この書の背景は1920年代後期のスウェーデンにおける経済論争であった。概して、1929年9月のニューヨーク株式市場恐慌前の数年は、安定と進歩が回復された自信満々の時期であった。とくに1926年クヌート・ヴィクセルの死後、きわめて非妥協的な自由放任論がスウェーデンの経済学教育を支配した」(訳、5ページ)と。そこではカッセルやヘクシアーの名があげられるのであるが、それはとにかくとして、同じ箇所でもミュルダールが語っているように、彼はこの種の俗論にあきたらず、これを攻撃しようと考えていくうちに、その根源が深いことを知り、次第に経済学説の歴史を遡って吟味するようになったというのである。それは前項の自然調和論の批判にも結びつくのであり、古典派以来の経済学において自由放任という政治的要求が自然に調和をもたらすという形で自然の摂理のごとく主張されたことに対する批判になるのである。自然法や功利主義の飾りをはぎとろうとした『政治的要素』の仕事はこうして生れたのであるが、その際ミュルダールが学説史の探求に深い関心をよせていったことのうちにまさに彼のアカデミズムの立場の現れが見られるといえてよい。彼は俗論的な政治論に我慢できなかったのだ

ある。しかも彼自身の探究は次第に深められ、古典派の自然調和論の批判から新古典派と呼ばれるジェヴォンズやマーシャル、さらに厚生経済学への批判へと進んでいった(ここでミュルダールの政策論といわれる厚生経済学とが方法論としてどういう区別があるかというむずかしい問題に逢着するが、これは文献②の付録のストリートンの論文に譲りたい)。経済学説の探索はしばらくおき、ミュルダールが俗論的な政治論を攻撃するひとつの理由は、それがしばしば無難作に「一国の利益」とか「社会全体の幸福」とかを語る点であった。いわゆる福祉国家論についても俗論的にはいとも簡単に「国民福祉」という目標が打ち出される。ミュルダールの著書を読む場合に注意しなければならないのは、彼が利害の分布とか国民の態度とか、国家の機能とかに関して慎重に動向分析を試みている点であり、そこにまさに俗論的な議論との区別が見られるのである。

第3の点は、ミュルダールがケインズ経済学に共鳴を感じていたということを指摘しておく必要がある。例えば文献④の『低開発地域』(訳、173—4ページ)にミュルダールが述べているように、市場均衡の理論を脱却したものと、ケインズの失業に対する公共投資の理論を取り上げ、ヴィクセルの利子率に関する累積過程の理論とともに、これを推賞していることが見られる。自然調和論を否定して、経済理論を政策に役立つようにするには、ヴィクセルやケインズの優れた先行業績に手掛りがあると、ミュルダールは見るのである。ところで、ここでミュルダールの思想形成上注意しておきたいひとつの事実がある。それは、スウェーデンでは、ケインズ以前にケインズの構想の萌芽が政治家や若い経済学者の間に先取されていたということであり、このことはミュルダール自身文献③の付録や文献④の第9章注(訳、158ページ)に触れているところである。武藤光朗氏の指摘によると、1933年のスウェーデン政府の予算計画には、ミュルダールの意見書がつけられ、それは景気後退期に政府が財政支出を増して有効需要をふやすことによって不況と失業を克服しようとし、景気過熱のおそれがあるときは反対のことをするというフィスカル・ポリシーを意味していたという(武藤編『福祉国家論』37ページ参照)。しかもこのことは自由主義思想への単なる反動として生れたのではなく、むしろ1930年代からはじまる西欧の経済的・社会的な大きな変革の流れの認識に基づくのであって、ここでもその根底に彼のアカデミズムの立場が見られると私はいいたいのである。

IV スウェーデン的「下部構造」論

このようなミュルダールの思考方法を念頭において、いま一度その福祉国家論ないし社会保障論を取り上げてみたい。

すでに述べたように、ミュルダールは福祉国家の理想論を述べるのではなく、その現実的動向を論じようとするのであり、とくに西欧の場合は民主主義の地盤のうえに国家計画を導入することが現実的課題になると見るのである。普通にはイデオロギーとして自由か計画かという対立が争われるが、しかし自由は計画を排し、計画は自由を排するという形で対立するものではない。西欧では、ここ数十年の歴史的経験として、個人の自由活動が必ずしも自然に調和をもたらさず、むしろそこには利害グループの形成とそれらの間の激しい対立が現れたことがわかってきた。その調整のためには利害グループ自体もしくは国家の計画的努力が必要になるのであるが、根柢において国民各自の自由活動が否定されるのではない。福祉国家の問題もこの現実的動向に沿って究明されなければならない。ミュルダールの福祉国家論は基調において現実的動向論なのである。ミュルダールは『福祉国家を越えて』の第1章のなかで、この書物は「自由」の弁護論でもなければ、また「計画」の弁護論でもないといい、次のごとく明言している。「本書は事実に関する問題を取扱う。すなわち経済計画が西欧の世界で現実にとどのように展開したか、その現状はどのようなものであるか、またその将来への展望はどうであるか、等を取扱う」(訳、15ページ)と。もちろん、計画化の問題を取上げたり、将来の展望を企てたりするについては、特定の方向づけを望ましいとする「価値前提」を欠くことはできないであろう。ミュルダールはこれについて同じ箇所で西欧的な「自由、平等、友愛」の理念を一応あげているようであるが、私自身の補足的説明を許されるならば、そういう抽象的な上位概念にとどまるのは彼の真意ではなく、今日の福祉国家的要求としてその理念がさらにどのように具体的に内容づけられるかが問われなければならないのである。現にミュルダールの上記の書物でも、福祉国家について、利害への圧力的干渉が組織的調整に代っていく過程が述べられ、さらに中央集権や官僚主義のあり方の変化が国によって異なる様相を呈していることが指摘されている。ミュルダールのいう「価値前提」は抽象的な上位概念的なものが次第に具体化されていく全内容を指しているのである。

以上はミュルダールの福祉国家論の特色について既述

したところを繰り返したのであるが、ここでさらに考えなければならないのは、西欧諸国の現実的動向をつかむといっても、国により多少とも相違が見られ、ミュルダールも上記の書物のなかで北欧諸国と大陸諸国との相違、また合衆国との相違に言及しているのである。つまり、総括的にいえば、合衆国を含む西欧諸国は、1930年代の大不況をきっかけとして、失業救済のために国家の役割が増大し、財政支出による大衆購買力の補強なり、ひいては国民福祉の充実なりが要求され、そこに福祉国家への動向が現れたといえるのであるが、西欧諸国ではこれを独裁化ならざる民主化に沿って押し進めようとするとき、そこにフランスはフランス、ドイツはドイツといった国による相違が現れ、またそれぞれ異った変化が示されるのである。現実論的に福祉国家を論ずる場合にこのことは無視できない。とくにミュルダールの場合は、西欧的福祉国家といいながら、スカンジナビア諸国もしくは自国スウェーデンを念頭において方向づけを解明していると見られる説明が少くない。『福祉国家を越えて』の第4章「組織的な国家」のなかに出てくる「下部構造」infra-structureの議論は多分にそういう意味をもつと私には思われる。

「下部構造」というのは、計画が上から下に向かって行われるのとちがって、下から上に向かって行われる場合に、下から支える構造を指すといつてよい。ミュルダールは次のように説明する。

「現実には公共政策を構成するものは、いままでは多くのさまざまな部門で、またさまざまなレベルで、決定され、実行されている。すなわち、この過程でますます多くの責任をもつことによる中央の国家当局や地方および都市の当局が、直接に担当するだけでなく、集団の利益と主張を高める目的で組織化された一連の「私的」な力の集団全部が、ますます担当するようになるのである。たとえ個人企業でも、もしそれが非常に大きくなって——自由主義経済理論の想定とは逆に——自己の行動によって市場を確定するか、市場に決定的な影響力を与えたりできるほどになるならば、これらの企業も、西欧諸国の組織化された近代社会での制度的なこの種の下部構造の中に包摂されなければならない、実際上公共政策なるものを引き受けたことになるわけである」(p. 34, 訳、48ページ、訳文は多少変更)。

ここではミュルダールは私的利益集団とくに大企業が下部構造を構成するとし、西欧諸国ではそういう形での公共政策に対する下からの支えが見られるという。しかし利益集団がそういう責任を自覚するのは必ずしも容易

のことではない。ミュルダールもこの引用句のあとで論じているように、基本的には国民による「民主的参加」democratic participation が重要な問題になり、この点についてはスカンジナビア諸国とくにスウェーデンは他の西欧諸国よりも前進しているというのである。つまり、そこでは、地方自治体なり利益諸団体なりが国家レベルより低いところで国家自体の公共政策の決定に影響を与えるような活動をするのであるが、そのためには市民が地方自治体なり利益諸団体なりの活動に参加し、同時にこれら諸団体も市民参加を受け入れるよう民主的に運営されなければならないのである。こうした下からの盛りあがり、たしかにスウェーデンなどの伝統ともいえるべきものであって、労使の賃金交渉や消費者運動や地方自治などが比較的うまくいっているということは、ミュルダールのこの書物の所々に言及されているところである。こういう下部構造がうまくいけば、集権と分権との調和が現れるわけであるが、さもないと両者いずれかへの偏りが出てくることになる。

このような下部構造の議論は多分にスウェーデン的であるように思う。アメリカでは、ギャルブレースが「抵抗力」countervailing power ということを語っているが、それは利益集団に力の相違がある場合、弱い力を強化する活動を指すのであって、そういう抵抗力はミュルダールのいう下部構造の必要条件ではあるが十分条件ではないであろう。しかし下部構造として全体計画に参加する前に、せめて抵抗力によって力のバランスを図ることが必要な場合は十分あり得る。

ここでミュルダールをやや離れるが、社会保障の体系について、いわゆる北欧型ないしスウェーデン型と呼ばれるものの説明を補足しておきたい。西ドイツやフランスを含む大陸型の社会保障は労働組合に端を発して、社会保険の比重が大であり、公共サービスや生活保護の比重が少い。労働組合はギャルブレースの抵抗力に近い。これに反し住民参加の色彩の濃い北欧型は逆の傾向がある。すなわち、ILOの統計によって社会保障費中保険部門の占める割合は1963年西ドイツが68%に対し、スウェーデンは52%である。また社会保障費の財源についていうと、大陸型は保険料拠出の比重が大、公費負担が小であるのに、北欧型はその逆である。やはりILOの統計によると、保険料拠出（被保険者プラス事業主）の全財源に占める割合は、西ドイツが67%であるのに対し、スウェーデンでは40%に過ぎない。なお、スウェーデンでは公費負担の割合が58%で、その内訳は国庫が35%、その他公費が23%となっていて、これは地方自治体の発

達によるのである。要するにスウェーデンではミュルダールのいう下部構造の分権が行われ、それが公共サービスや公費負担を高くしているといえるのである。ただスウェーデンでも下部構造的分権が次第に弱められていく傾向があるといわれている。社会保障についても、1950年と1963年とを比較すると、社会保険の占める割合は42%から52%へ増加、保険料負担の占める割合は21%から40%へ増加しており、サービス中心型から離れてきたことが顕著に見られる。福祉国家の組織と同様、社会保障の体系もまた、各国それぞれ絶えず試行錯誤の過程にさらされているのである。

V スウェーデン擁護論

ここでミュルダールの思想を一層よくつかむために、彼の1つの論文の紹介を付け加えたい。それは、1966年1月の日付けでミュルダールから私宛てに送ってくれた謄写刷のものであり、当時『ニューヨーク・タイムス』紙の日曜版に載せたものだということである。題して「福祉国家はどこが悪いのか」What is wrong with Welfare State? という論文である。要するにそれは、福祉や保障の進んだスウェーデンを擁護したものには他ならないが、ミュルダールの思想を理解するうえにも、また日本の現状を反省するうえにも参考になると思われるので、ここで紹介を試みたいと思う。

スウェーデンは福祉政策なり社会保障なりが著しく進んだ国であるが、それがやや行き過ぎのため種々の弊害を生むにいたったという非難がある。ミュルダールによると、それら非難の多くはイソップでいう「すっぱい葡萄」であり、羨望の代用としての非難である。スウェーデンの所得水準はいまやアメリカに次ぎ、所得格差の点ではアメリカよりもはるかに平等である。ところで革新派の人々は、スウェーデンが社民労働党の政権のもとに国営化への途を進まず、いわば安あがりの社会主義の代用物として社会保障を進めていると非難するのである。また保守派の人々は、そもそも社会保障という制度そのものを歓迎しないのである。

人はしばしばスウェーデンに対する非難として、老人の自殺率の高いことや、若者たちの間にフリー・セックスが横行していることを取り上げる。これに対して、ミュルダールはいずれも的はずれの非難であるといい、老人自殺率は決して高いほうではないし、フリー・セックスも西欧諸国の一般の傾向以上にひどいわけではないという。スウェーデンでは自殺は宗教的な罪だとは考えられていないが、それが平常でないという一般の見方は十

分に普及しているし、またフリー・セックスの問題もキンゼー報告などをきっかけに自由に討議される風潮になったことは確かであるが、それを越えたセックスの乱れには世論は反対している。つまりスウェーデンにおいて健全な世論がやはり支配的であるとミュルダールは見ているのである。

問題は、こういう現象が果たして福祉国家の理念と何らかの因果関係があるかどうかである。完全雇用がかなりの程度に達せられ、医療保障や年金度も著しく整備され、児童、寡婦、身心障害者の保護も進み、さらに教育や住宅に対する助成も行われている現状において、そのこと自体がどうして不幸や不自由をもたらす原因になるといえるのか。ミュルダールはこのように反問して、福祉国家の諸政策がまだ十分でないとするれば、それを促進する必要こそあれ、そのことが悪いとは断じがたいと反駁する。

もちろん、福祉国家を推進するには、費用がかかり負担がかさむであろう。しかし、ミュルダールによれば、福祉国家によって社会不安が緩和されるばかりか、経済成長の誘因ともなることも次第に理解され、負担の重さにも慣れるようになるという。

ところで、ミュルダールによると、ここで考えなければならないひとつの問題は、社会に不満がなくなり、激しい政治的論争も少くなって、そのために刺激が著しく弱まったという事態をどう見るかという点である。ミュルダール自身も、アメリカや後進諸国を考える場合の興奮に比べて、自国スウェーデンを考える場合は、やや「退屈」boring さえ覚えると告白している。外国の知識層たちがスウェーデンを訪れて、おそらくはるかに強く退屈を覚えるであろうし、これらの人々によって福祉国家への非難が書かれたのであろう。そこでは熱情や扇動は必要でなく、むしろ組織を運用するための技術や戦略が主たる討議の対象になってくるのである。

物質的な福祉や保障が充実するにつれ、もっと高次の文化への関心が高まることが期待されるかも知れないが、ミュルダールによると、大衆一般に対してこのことを強く期待するのは無理である。いまのところ、普通のスウェーデン人は衣裳や家具を一層高尚にすることを望んでおり、そういう面でのアイデアはかなり進んできている。文学や科学への関心も、海外との交流はとにかく、国内ではかなり高まっているが、もともとプロヴィンシャルな傾向の強いスウェーデン人はそれで一応満足しているというのである。

ここでスウェーデンという国が極めて同質的であって、

人種や宗教の争いも、外国からの侵略もなく、150年ばかりの間、平和が続いてきたことを注意しなければならないと、ミュルダールはいう。同時に、スウェーデンでは地方自治体が著しく発達し、人々は昔から自治体に積極的に参加し、これがやがて近代的市民運動を育成することになって、今日の民主的福祉国家の地盤を形成してきたと、ミュルダールは力説している。もちろん、最近では地方自治体といっても、その範囲が拡大されてきたし、他方中央集権の傾向も強まってきて、いわゆる人民参加は多少とも薄められ、行政の処置や組織的技術がそれにとって代りつつある。これがスウェーデンのこれまでの伝統を揺るがす結果になることは確かであるが、それもそんなに極端には変化していない。周知のごとく、スウェーデンでは国が労使交渉や労働市場に直接干渉することはほとんどない。また公共政策の多くは依然利益団体の活動を通じて行われ、ある部分では国による中央集権も進められているが、諸団体の幹部や自治体や国との間にはいまのところそんなに軋轢はない。団体の運営はデモクラティックに運ばれ、家柄とか階級とかに物をいわせることは少い。確かに、いわゆる人民参加の傾向はひと頃より弱められたが、ミュルダールによると、普通の人々は、機会均等が比較的うまくいっている社会で、とくに政治への参加を強く望むものではなく、少数の特殊の人を除いて、普通のスウェーデン人はこの最近の傾向に満足し、私的な享樂をエンジョイしようとしているというのである。

さて、以上やや長くミュルダールの論文を紹介したわけだが、どうも日本の現状を振り返ってみると、かなり大きな距りが感ぜられる。日本はまだまだ熱情や扇動に基づく政治論がはびこっていて、スウェーデンのように組織的な技術や戦略について平静に論議するのが常態ではないようである。八巻きやゲバ棒の騒ぎを見聞きするにつけて、たしかに日本の場合「退屈」感はないであろうが、民主的福祉国家の状態からはいかにも遠いといわれなければならないまい。スウェーデンは西欧諸国のうちでもこの点一步先んじている国であろう。ミュルダールの論述はかなり自信に満ちあふれている。確かに多くの人々は、日本のような活力のある国民性を失いたくないと考えるかも知れない。私もまた直ちにスウェーデンを羨む必要はないと思っている。民主化の発展にはいくつかの段階があって、一足飛びに上の段階にあがるべきではないとさえ思っている。それにしても、八巻きやゲバ棒を民主的な表現の自由と思いこんでいる日本の風潮はいかにもカルチュラル・ラグを示しているといわざるを得ない。